

固定資産税

第1期の納期限は5月31日(金)

平成25年度固定資産税の課税免除と減額課税などは、次のとおりです。

1. 地方税法の規定によるもの(土地と家屋)

区 分	内 容
①津波による被害区域	課税免除または1/2減額課税 (区域を指定)
②避難指示解除準備区域 居住制限区域 帰還困難区域	課税免除(区域を指定)
③旧緊急時避難準備区域	1/2減額課税(区域を指定)

2. 市税減免条例の規定によるもの

(1) 土地、家屋、償却資産関係

区 分	内 容
上記1-①、②、③ 以 外 の 区 域	土地と家屋 1/2減免
特定避難勧奨地点	世帯の全員が避難している場合は、申請によって 居住の用に供する家屋とその敷地に係る固定資 産税を全額免除
償 却 資 産	避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難 区域内に所在する償却資産のうち、事業の用に供 することができないものは、申請によって当該償 却資産に係る固定資産税を全額免除

(2) 代替取得関係

区 分	内 容	
計画的避難区域・ 避難指示解除準備区域	代替土地	当該区域内に所在していた宅地に代わる土地 を購入した場合、3年度分は住宅用地の特例 を適用
	代替家屋	当該区域内に所在していた居住用家屋に代わ る家屋を購入した場合、従前家屋の床面積相 当分の固定資産税を4年度分は1/2、その 後2年度分は1/3に相当する額を減額
	代替償却資産	当該区域内に所在していた償却資産に代わる 償却資産を購入した場合、固定資産税を4年 度分は1/2に減額

※区域が指定された日から区域の指定解除後3か月以内(新築家屋は1年以内)に取得した場合に限ります。なお、津波被害区域と警戒区域・居住制限区域・帰還困難区域内の土地、家屋、償却資産に係る代替取得については、地方税法の規定により減免されます。



納税通知書を5月7日に発送しました。納期限までに忘れずに納付してください。
※課税免除区域の土地と家屋は、非課税のため課税免除通知書は発送していません。

問合せ
税務課資産税係

☎24 5 2 2 7

山菜の採取・出荷にご注意ください!

問合せ
農林放射線対策課
☎24 5 2 9 9



現在制限が掛かっている野菜など (4月30日現在)

産地	区分	品目
市内全域	きのこ	原木しいたけ(露地)、野生きのこ類
	山菜	たけのこ、ぜんまい、たらめ、わらび
	果実など	ウメ、ビワ、ユズ、カキ、クリ、キウイフルーツ、くるみ
福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域と、旧計画的避難区域	野菜	ハウレンソウやキャベツなどの葉菜類、ブロッコリー・カリフラワー、カブ
石神地区	雑穀	大豆、小豆

4月に実施された県のモニタリング検査で、南相馬市産の野生の「ぜんまい」「たらめ」「わらび」から、食品中の基準値(100Bq/kg)を超える放射性セシウムが検出され、出荷が制限されました。その他の農産物についても基準値を超えるものは、出荷・販売や採取の自粛をお願いします。現在、制限が掛けられている野菜などは右表のとおりです。

● 原発事故による母子避難者などの皆さん ●

高速道路の無料措置に関する証明書の申請を受け付けています



市では、原発事故によって二重生活をしている母子家族に対し、高速道路無料措置申請の受付を行っています。対象は、事故発生時に市内に居住していた方で、18歳以下の子を持つ親です。ただし、警戒区域などで無料措置が継続している方は除きます。なお、証明書発行までにある程度の日数が掛かる場合もありますので、余裕を持って申請してください。

受付時間

8時30分～17時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

申請方法

申請用紙に必要事項を記入し印鑑と本人確認書類を持参のうえ、市役所市民課総合案内係または各区役所総合案内係へ提出してください。なお、郵送による申請も受け付けています。※申請用紙などは、市ホームページからもダウンロードできます。

問合せ 南相馬市コールセンター ☎24 1 1 0 0